

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年6月24日

【会社名】 トーカロ株式会社

【英訳名】 TOCALO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 町垣 和夫

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 神戸市東灘区深江北町四丁目13番4号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

トーカロ株式会社の代表取締役社長である町垣和夫は、財務報告に係る内部統制を構築・整備し、運用すること並びに内部統制報告書を作成する責任を有している。トーカロ株式会社は財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに同実施基準に基づいて、内部統制を構築・整備し、運用している。

ただし、財務報告に係る内部統制には、統制担当者の判断の誤りや不注意等を防止できないという限界があり、財務報告の虚偽表示を予防、発見、是正できない場合がある。また、将来に起こりうる環境の変化等によって財務報告に係る内部統制の有効性の低下、内部統制の不適合の可能性もある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

トーカロ株式会社は財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準及び同実施基準に基づいて、平成23年3月31日時点における財務報告に係る内部統制の評価を実施した。当該評価にあたり、連結子会社を含め全社的な内部統制の評価を実施し、その評価結果を踏まえて、業務プロセスの範囲を決定した。

業務プロセスについては、連結ベースでの売上高を基準に概ね2/3を上回るように重要な事業拠点を選定したうえで、金額的及び質的重要性の観点から評価範囲を決定した。

当社の事業目的に係る勘定科目は売上高、売掛金、棚卸資産である。業務プロセスの範囲を決定するものにあたっては、財務報告への質的な影響を考慮しリスクや重要性の高いプロセスについても評価対象とした。

評価対象となった内部統制について、整備状況及び運用状況の有効性の評価を実施した。

3 【評価結果に関する事項】

以上の評価結果に基づき、平成23年3月31日時点において、トーカロ株式会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断する。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。